

二級河川藤井川水系河川整備計画(素案)
本文

令和元年 10 月

広 島 県

二級河川藤井川水系河川整備計画(素案)

目 次

1. 流域の概要	1
1.1 流域の概要	1
1.2 現状と課題	6
1.2.1 治水に関する現状と課題	6
1.2.2 利水に関する現状と課題	7
1.2.3 河川環境に関する現状と課題	8
2. 河川整備計画の目標に関する事項	10
2.1 計画対象区間及び計画対象期間	10
2.2 洪水、高潮による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	10
2.3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	10
2.4 河川環境の整備と保全に関する事項	10
3. 河川整備の実施に関する事項	11
3.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに 当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要	11
3.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	13
3.2.1 河川の維持の目的	13
3.2.2 河川の維持の種類及び施行の場所	13
4. 河川情報の提供、地域や関係機関との連携等に関する事項	15

1. 流域の概要

1.1 流域の概要

藤井川は、広島県東部に位置し、その源を広島県三原市深町に発し、南下した後に向きを東に変え、途中、木門田川、木梨川などの支川と合流し、尾道市美ノ郷町を貫流して松永湾に注ぐ、幹川流路延長 15.6km、流域面積 59.5km²の二級河川です。

河川形態は、木門田川合流点までの上流部では、河床勾配 1/100、川幅約 7～15m の狭小な単断面で、滝等の遷急点もなく、比較的緩やかに蛇行しながら流下する区間となっています。西藤大橋までの中流部は、上流部と同様に単断面で、平坦で単調な区間となっており、木梨川などの支川と合流しながら、河床勾配 1/200～1/270、川幅も 15～25m と徐々に広がります。上中流部は、かんがい用の取水堰が数多く存在し、また、連続した箇所が多いため、概ね湛水域で河床幅一面に水面が広がる区間となっています。下流部では掘込河道から築堤河道に変化し、河床勾配は約 1/350 で、川幅も約 30～40m であるが大きな蛇行部では 50～60m に広がる区間があり、高水敷や河川公園が整備されています。また、真川橋下流から河口にかけての 1700m の間で川幅は 40m～140m に広がり、JR 橋上流付近は高水敷が整備されています。

藤井川流域の地形は、大部分は山地で河川沿い及び河口に小さく沖積平野が開けた地形をしています。また、藤井川及び支川の木門田川、木梨川の上流域に 300m 以上の小起伏山地となっており、100m～300m の大起伏丘陵地が中流部に広がります。中流部の三成地区及び下流部の一部が扇状地性低地で、河口部は 0m～30m の三角州性低地および埋立地となっており、上流域は、もともと和久原川流域でしたが、河川争奪により現在の流域が形成されたとの説もあります。

地質は、藤井川上流部は高田流紋岩類が基盤をなし、中流域では最も古い地質である古生代～中生代ジュラ紀の粘板岩が広く分布しており、下流域には粗粒花崗岩類が広く分布しています。流域の林相の大部分は、コバノミツバツツジアカマツ群集の二次林で形成されています。

気候は、瀬戸内気候区に属し、藤井川流域に近接する福山特別地域気象観測所における年平均気温は約 15.7℃、年間平均降水量は約 1,100mm で、降雨は梅雨期・台風期に集中する傾向にあります。

藤井川流域は、三原市、尾道市、福山市の 3 市から構成されていますが、その大部分を尾道市木ノ庄町・美ノ郷町・西藤町が占めています。現在の尾道市の人口は約 14 万人であり、就業者数は近年減少しています。流域の歴史は古く、木ノ庄町では南北朝時代に木梨杉原氏が鷲尾山城を構えたことから、城に関係した地名が一部に残っています。現在は自然的土地利用が中心で、豊富な自然環境を有する地区となっています。美ノ郷町を構成していたかつての村名には、水に由来する地名が多く、弥生時代から藤井川流域のかんがい用水をもって水稻耕作地を発達させてきたとされ、現在は広域交通条件に恵まれた立地条件を活かした都市活動が活発な地区となっています。また、西藤町では中世、高須杉原氏が拠を占め、藤井川下流の農耕地として発達し広大な田畑を有していましたが、現在では広域交通条件に恵まれた都市的土地利用のポテンシャルが高い地区となっています。

流域の土地利用は、約 7 割以上を山林が占めており、河川沿い及び河口付近に農地や宅地が存在し、主に中流部の尾道市三成地区において河川沿いに家屋が連担しています。

主要交通網としては、いずれも東西方向に走る河口付近の国道 2 号，JR 山陽本線，JR 山陽新幹線，中央部の山陽自動車道と藤井川沿いを並走する主要地方道尾道三原線（県道 54 号），主要地方道福山尾道線（県道 55 号），尾道市と三次市を結ぶ尾道自動車道，また，流域中央部を縦断する国道 184 号が挙げられます。鉄道は，JR 山陽本線が通学・通勤等の重要な輸送手段となっています。

藤井川流域の広島県河川管理区間は，表-1.1.1 に示すとおりです。

なお，藤井川流域図を図-1.1.1 に示します。

表-1.1.1 藤井川流域管理区間一覧表

河川名	区 間		河川 延長 (km)	流域 面積 (km ²)	新河川 法適用 年月日	旧河川 法適用 年月日
	上流端	下流端				
藤井川	三原市深町清国 471 番地先	瀬戸内海 へ至る	15.6	59.5	S. 40. 4. 1	S. 24. 10. 1
木梨川	尾道市木ノ庄町木梨字化貞	藤井川へ の合流点	2.3	8.1	S. 40. 4. 1	S. 28. 9. 1
木門田川	竜泉寺ダム湛水区域上流端	藤井川へ の合流点	5.81	13.5	S. 40. 4. 1 H. 1. 9. 7	S. 26. 1. 6 S. 40. 3. 22

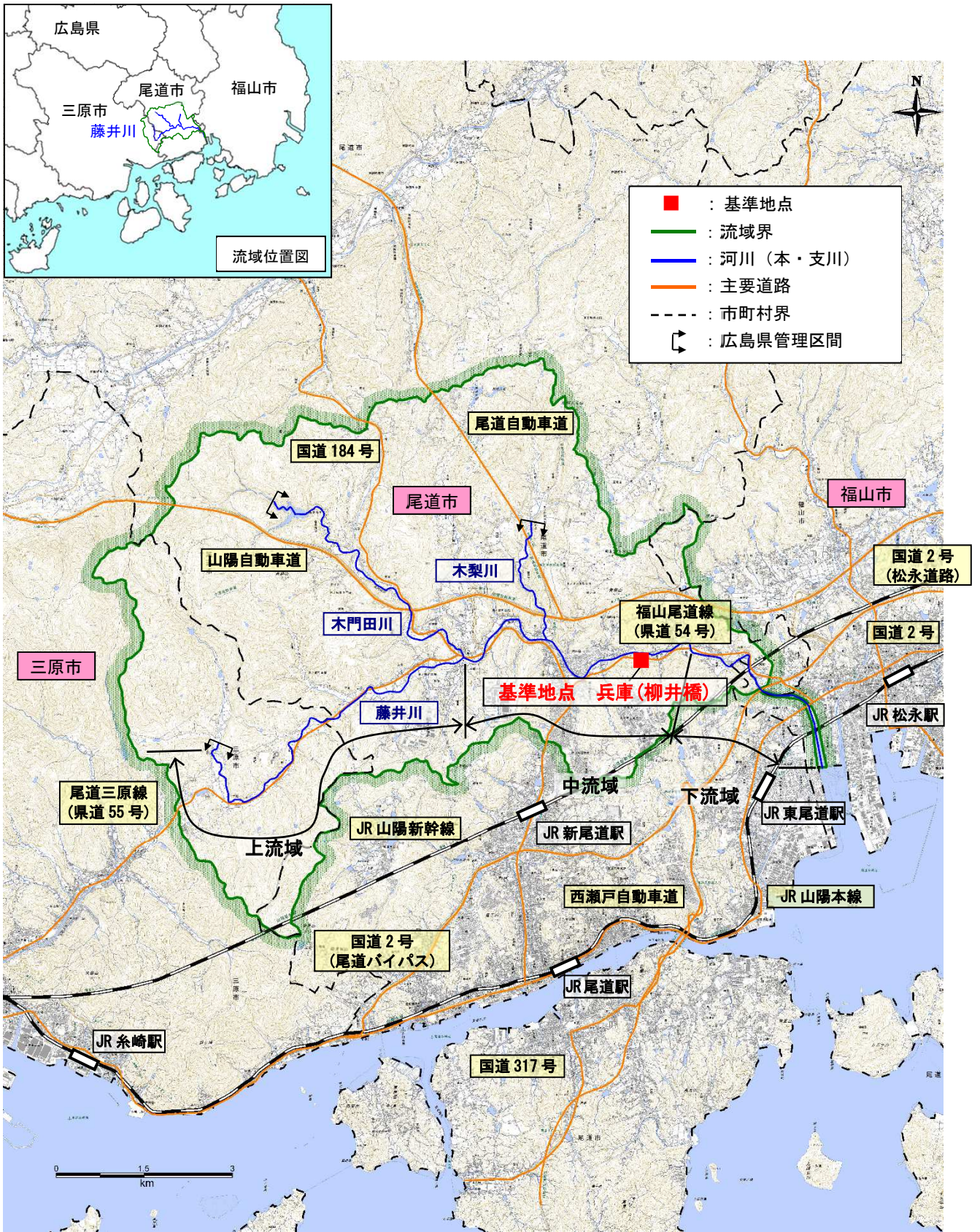
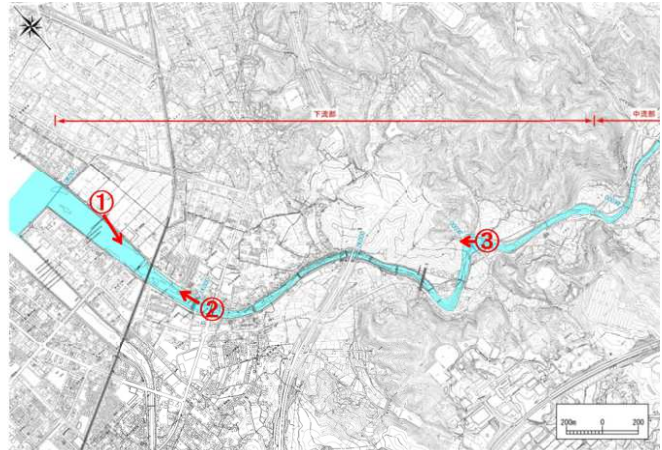


図-1.1.1 藤井川水系流域図

藤井川現況写真(下流部)

①0K450付近より上流を望む



②真川橋より下流を望む

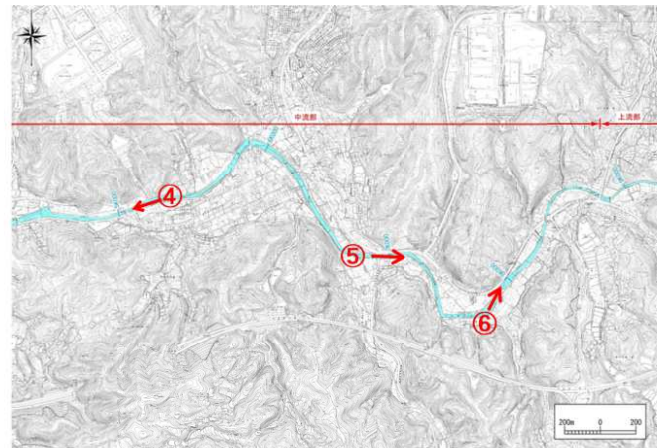


③延倉橋より下流を望む



藤井川現況写真(中流部)

④5K250付近より下流を望む



⑤宮前橋より上流を望む

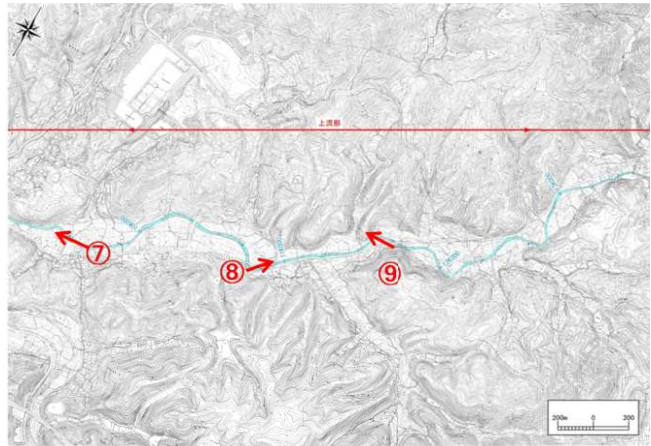


⑥遊亀橋より上流を望む



藤井川現況写真(上流部)

⑦9K450付近より下流を望む



⑧寺前橋より上流を望む

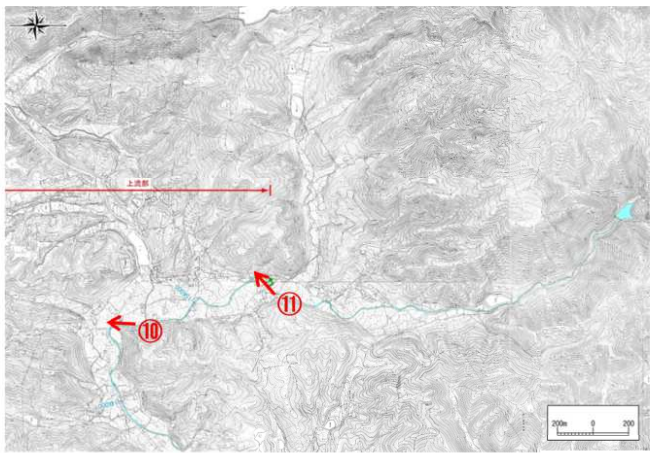
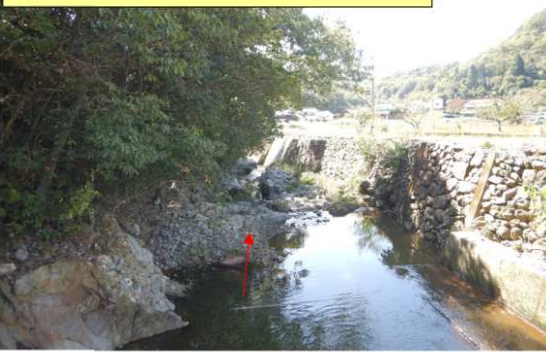


⑨和田橋より下流を望む



藤井川現況写真(上流部)

⑩14K550付近より下流を望む



⑪管理区間上流端より下流を望む



1.2 現状と課題

1.2.1 治水に関する現状と課題

藤井川は、古くから度々洪水被害にみまわれています。戦後においては昭和42年7月洪水、昭和48年7月洪水、昭和60年6月～7月洪水、平成10年10月洪水、平成30年7月豪雨で浸水被害が生じており、特に昭和42年7月洪水では、浸水家屋278戸や農地冠水等の被害が生じました。これまで昭和37年、昭和53年、平成16年に、それぞれ下流部の局部改良工事を実施し、逐次治水安全度の向上に努めてきましたが、平成20年8月豪雨により藤井川の各支川で内水被害が生じ、平成30年7月豪雨では、浸水家屋2戸が生じています。

また、藤井川河口部の右岸側は、朔望平均満潮位よりも低いゼロメートル地帯が広がるため、高潮に対しても非常に脆弱な地域でもあります。

このため、上・下流のバランス、本・支川の整合など水系一貫の観点に立ち、適切な安全度を有する治水計画に基づく洪水・高潮防御対策を早期に実施することが課題となっています。

藤井川流域の災害履歴については、表-1.2.1に水害統計資料とりまとめ結果を示します。

表-1.2.1 藤井川流域の主な浸水被害の状況

月日	水系名 沿岸名	市町村	水害原因	成因	浸水面積(ha)			建物被害(棟)				総計
					農地	宅地 その他	計	住 家			計	
								全壊流失	半壊 床上浸水	床下浸水		
S42.7.9 ～10	藤井川	三原市	浸水	7月豪雨	3.0	0.0	3.0	3	19	98	120	120
	藤井川	尾道市	浸水		72.0	4.0	76.0	11	73	74	158	158
	計				75.0	4.0	79.0	14	92	172	278	278
S48.6.18 ～7.5	藤井川	尾道市	浸水	豪雨	0.2	0.5	0.7	0	1	40	41	41
	藤井川	福山市	溢水		2.0	1.0	3.0	0	0	1	1	1
	藤井川(源入川)	尾道市	浸水		0.8	0.2	1.0	0	2	0	2	2
	藤井川(志村川)	尾道市	土石流		6.7	0.3	7.0	1	1	0	2	2
	藤井川(猪子迫川)	尾道市	浸水・土石流		7.8	0.2	8.0	1	0	0	1	1
	藤井川(延地区用水路)	尾道市	土石流・内水		1.5	0.2	1.7	3	0	0	3	3
	藤井川(木梨川)	尾道市	土石流・内水		2.7	0.3	3.0	4	2	0	6	6
	藤井川(横路地区)	尾道市	内水		1.0	0.3	1.3	0	0	0	0	0
	藤井川(三成地区用水路)	尾道市	内水		23.6	1.4	25.0	1	3	50	54	54
	計				46.3	4.4	50.7	10	9	91	110	110
S60.5.27 ～7.24	藤井川	福山市	有堤部溢水	豪雨及び 台風第6号	0.0	0.5	0.5	0	0	31	31	31
	計				0.0	0.5	0.5	0	0	31	31	31
H10.10.13 ～16	藤井川	三原市	無堤部浸水	豪雨及び 台風10号	0	0.1	0.1	0	1	8	9	9
	計				0	0.1	0.1	0	1	8	9	9
H20.8.26 ～9.2	木梨川	尾道市	内水	8月末豪雨	0	0.01	0.01	0	0	1	1	1
	木門田川	尾道市	内水		0	0.01	0.01	0	0	1	1	1
	藤井川	尾道市	内水		0	0.03	0.03	0	0	3	3	3
	内郷川	尾道市	内水		0	0.02	0.02	0	0	2	2	2
	計				0	0.1	0.1	0	0	7	7	7
H30.7豪雨	藤井川水系※1	三原市	浸水	豪雨	※2	※2	※2	0	0	1	1	1
		尾道市	浸水		※2	※2	※2	0	0	1	1	1
	計				※2	※2	※2	0	0	2	2	2

出典：水害統計

※1：H30.7豪雨の数値は、藤井川水系にかかる市町字で整理した被害の速報値(令和元年5月現在)。

※2：農地浸水被害の数量は、未調査である(令和元年5月現在)。

【昭和42年7月洪水の概要】

台風7号が南西諸島の宮古島付近を通過、東シナ海を北上し始めた状況下で、8日朝から前線の活動が活発になりました。8日の夜明け前から雷を伴って強い雨が降り始め、昼過ぎまで続き、福山市では8日6時から12時までに約90mmの降雨が発生しました。

さらに、台風7号は8日9時にはすでに弱い熱帯低気圧となり、9日になるとさらに衰え温帯低気圧となりましたが、折から北上してきた梅雨前線に沿って移動し、朝から再び雨が強くなった。低気圧は15時には九州北部に達しました。

福山特別地域気象観測所では、7月8日～7月10日の期間降水量185.6mm、24時間雨量の最大は7月9日1時の時点で102.4mmを観測しています。

この豪雨の影響により、尾道市内で家屋倒壊が発生した他、福山市、尾道市、三原市の各地で土砂崩れや床上・床下浸水が発生しました。

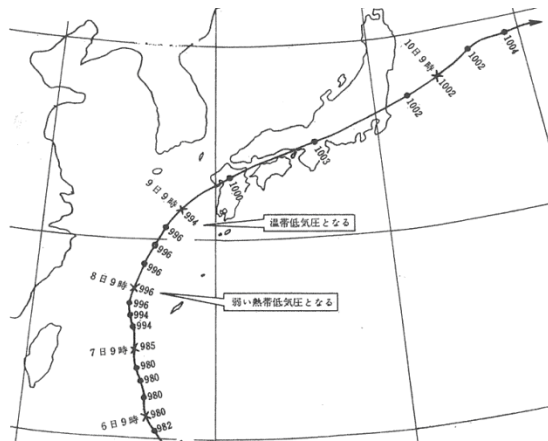


図-1.2.1(1) 台風7号の進路図

出典：「広島県気象月報」

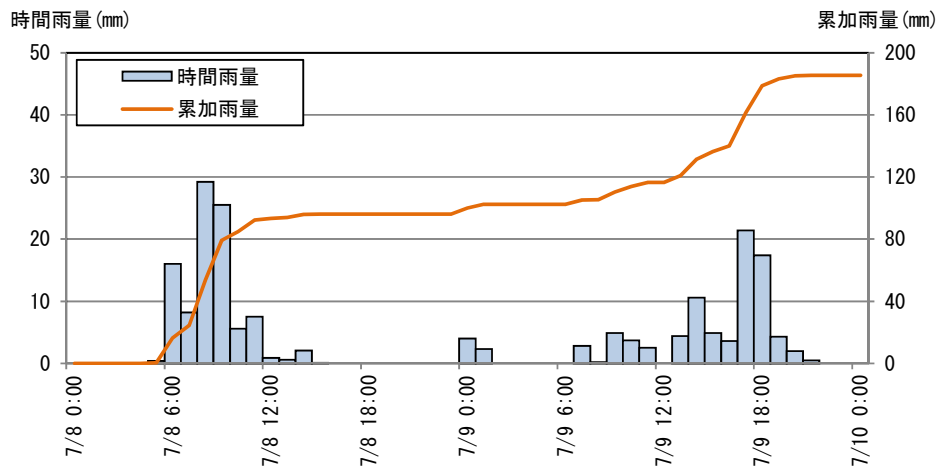


図-1.2.1(2) 降雨の状況 (昭和42年7月8日～9日)

また、これまで平成27年9月関東・東北豪雨や平成28年8月の東北地方での氾濫被害で逃げ遅れによる多数の孤立者や犠牲になられたことを受け、広島県では、平成26年8月20日に広島市で発生した大規模な土砂災害を契機に、官民が一体となった『広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動』を展開してきました。行政以外も含めた様々な関係者で多層的かつ一体的に推進することで「水防災意識社会」の再構築をさらに加速させる必要があります。

1.2.2 利水に関する現状と課題

過去においては、尾道市上水道として、竜泉寺ダムから補給しており、現在は、日常的には上工水等の取水は行われていませんが、県の沼田川水道用水供給水道の沼田川水源からの給水に事故があった場合の非常用水源として取水施設が整備されています。

また、法河川区域内では、藤井川・木梨川・木門田川を合わせ、77箇所により約240haのかんがいが行われていますが、昭和53年、平成6年等の渇水時に農林水産業の水利用に関して深刻な被害は発生していない状況です。

したがって、藤井川には利水に関する課題はありません。

1.2.3 河川環境に関する現状と課題

河川環境に関する現状と課題については、以下のとおりです。

(1) 水質

藤井川の河川水質は、木梨川合流点より上流で水質環境基準のA類型(BOD75%値 2.0mg/ℓ)、これより下流はB類型 (BOD75%値 3.0mg/ℓ) に指定されています。近年 10 ヶ年の BOD 観測結果を見ると、全ての地点で環境基準値を満足しています。このことから、現状において良好な水質状況にあり、将来的な下水道整備の進捗も考慮すると、今後も現状水質の維持が見込まれると想定されます。

至近 10 ヶ年 (H20～H29：年度) の水質測定値から代表的な指標である BOD の経年変化図を図-1.2.2 に示します。

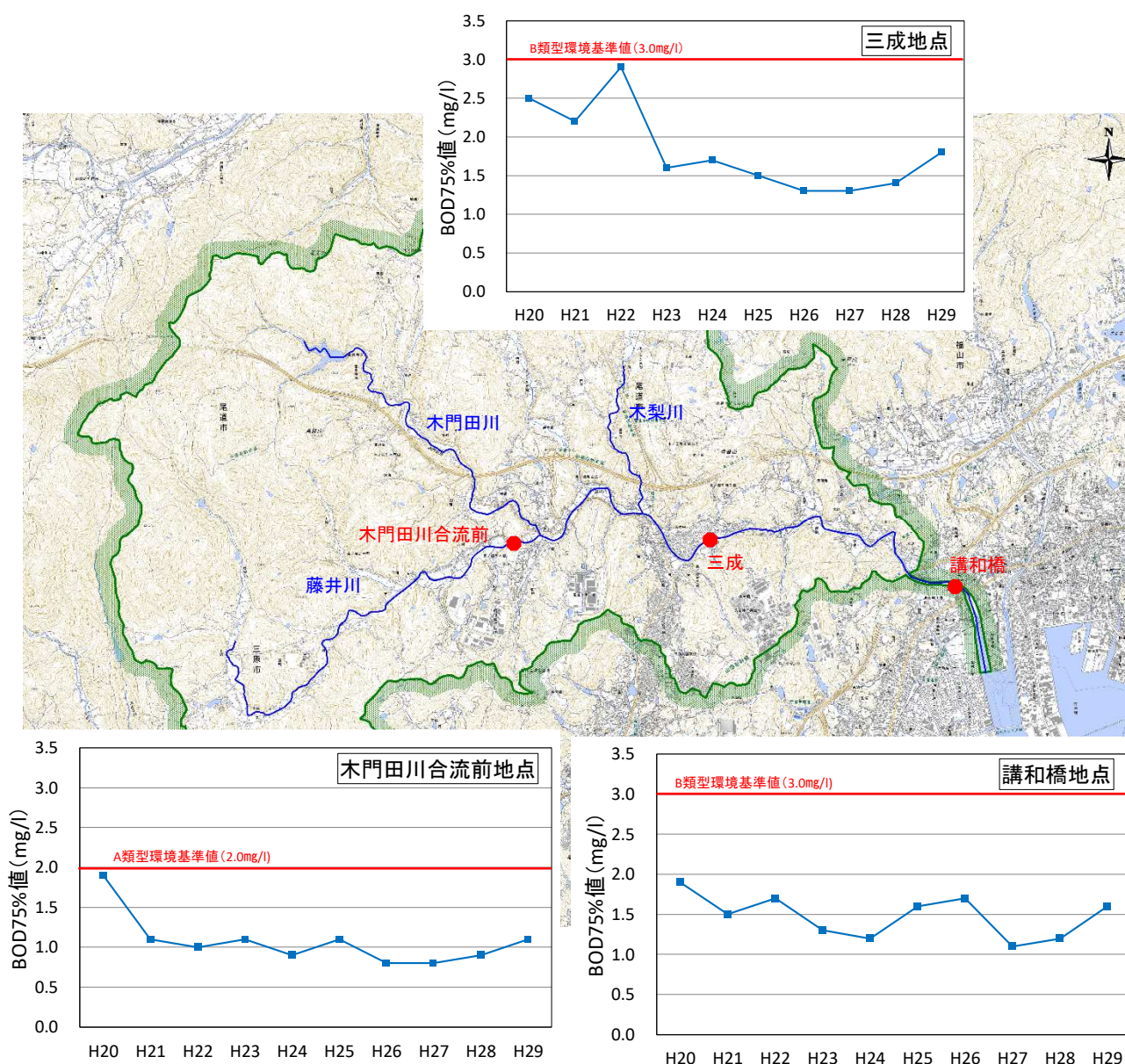


図-1.2.2 BOD 経年変化及び水質測定地点位置図

(2) 動植物

藤井川流域に生息する動物としては、鳥類は、山地から平野部まで広く分布するキジバトやスズメ、河川や河川敷で採餌するコサギ、アオサギ、ハクセキレイ、セグロセキレイ、河口を渡りの中継地として利用するハマシギなどが見られます。陸上昆虫類は、主に河川敷等や農耕地等の平野部に分布するトノサマバッタやベニシジミ、河川水域で繁殖するハグロトンボなどが見られます。魚類は、感潮域に生息するマハゼ、トビハゼ、淡水域に生息するオイカワ、コイ、海から遡上してくるオオヨシノボリ、シマヨシノボリなどが見られます。両生類・爬虫類・哺乳類は、河川周辺を生息域とするシマヘビやトノサマガエル、イノシシなどが見られ、底生動物は、感潮域に生息するウミゴマツボやハクセンシオマネキ、淡水域に生息するナミヒラタカゲロウやヒゲナガカワトビケラ、ゲンジボタルなどが見られます。

植物としては、河川敷の草本群落の主要な構成種であるヤナギタデ、シバ類、クズ、水辺で抽水植物帯を形成するツルヨシ、ガマ、河川敷の木本群落の主要な構成種であるエノキ、マダケなどが生育している他、河口部ではソノバナハマアカザ、フクド等の塩生植物が生育しています。

なお、特定外来生物のウシガエル、ヌートリア、オオクチバス、アレチウリが確認されており、生態系等への影響が懸念されます。

(3) 河川空間及び利用状況

河川空間利用においては、中流部の尾道市三成地区にはよろろ養老温泉があるほか、河畔に小公園などが設けられています。また、中流部と下流部の境である西藤大橋沿川には、テラスが設置された公園や藤棚が整備されています。

下流部のしんかわぼし真川橋下流では高水敷が整備され、斜路や階段もあり河道内へ進入が可能となっているほか、河口には干潟が広がっており、中州には塩性植物群落が見られ多くの野鳥が集まっています。

いずれの設備も多く地域の住民に親しまれる場所となっており、これらの良好な河川空間を適切かつ持続的に維持していくことが課題となっています。



真川橋下流の高水敷



西藤大橋下流の河川公園

2. 河川整備計画の目標に関する事項

2.1 計画対象区間及び計画対象期間

- 河川整備計画対象区間は、広島県知事管理区間とします。
- 河川整備計画対象期間は、概ね 30 年とします。

2.2 洪水、高潮による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

災害の発生の防止又は軽減に関しては、計画潮位に対して溢水はしないものの、河川からの高潮に伴う浸水被害が懸念されるため、河口部について、海岸保全区域において実施している高潮対策事業と合わせて、既往最高潮位に対する高潮対策により沿岸の浸水被害を防止します。

なお、想定される規模を超える洪水や高潮、津波が発生した際、その被害を最小限に抑えるため、関係機関や沿川住民と連携し、高齢者などの災害時要援護者にも配慮した情報伝達方法、警戒避難体制等の整備を図ります。

2.3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、関係機関と連携し、現況流況の維持に努めます。また、流水の正常な機能を維持するために必要な流量の設定に向けて、動植物の生息地又は生育地の状況、流水の清潔の保持などの観点から関係機関と連携し、引き続きデータの蓄積に努め今後さらに検討を行います。

2.4 河川環境の整備と保全に関する事項

河川環境の整備と保全に関しては、治水・利水との調和を図りながら、貴重な動植物の生息・生育場となっている水環境の保全、オオヨシノボリなどの魚類の移動に配慮した河川の縦断的連続性ならびに水際の連続性の確保など、河川毎、地域毎の特性に配慮した河川環境の整備に努めます。なお、外来種については、関係機関と連携して移入回避や必要に応じて駆除にも努めます。

また、河川空間の利用に関しては、地元住民が河川に親しみを感じ、河川空間の利用が図られるように、親水性に配慮した河川環境の整備に努め、関係機関や地元住民と連携しながら、河川の水質、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・改善に努めます。特に干潟は、本郷川河口部や隣接する海域に広がっているため、関係機関と連携して、保全に努めます。

3. 河川整備の実施に関する事項

3.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに

当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

河川工事対象河川及び施行区間は、表-3.1.1、図-3.1.1に示すとおりです。なお、動植物に関しては、その生息・生育・繁殖環境が保全されるよう、整備内容との関係を踏まえ、必要に応じ、専門家の指導・助言を得ながら、十分配慮するものとします。また、希少種については、ミチゲーションによる生息・生育・繁殖環境の保全に努めます。

さらに、河川整備を行う際には特定外来生物が流域内外に拡散しないように努めます。

表-3.1.1 対象河川及び施行区間

河川名	位置	区間延長
藤井川 (高潮区間)	・ 河口から約 375m 区間(左右岸)	約 375m

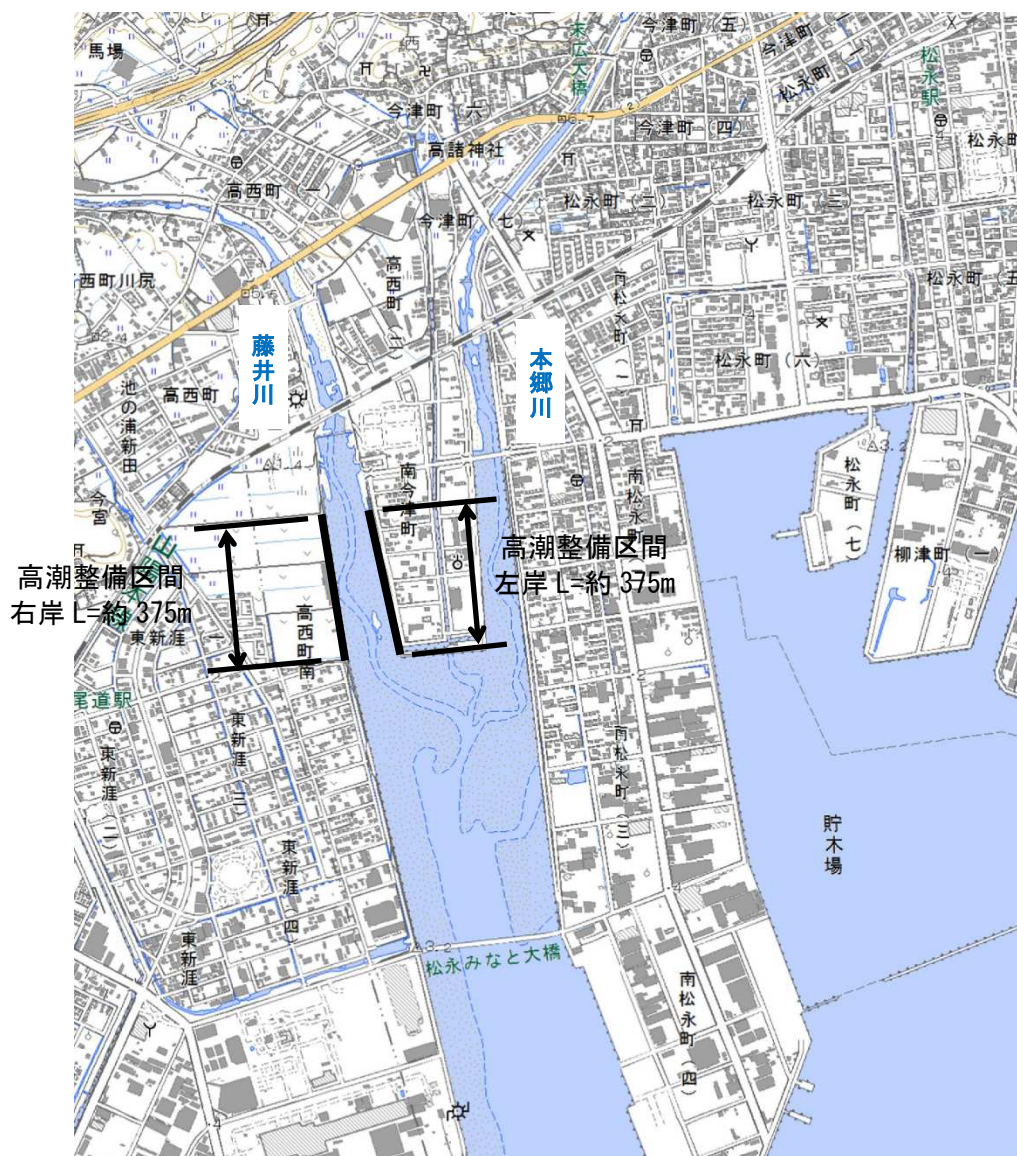


図-3.1.1 対象河川及び施行区間位置図

(1) 高潮対策

藤井川河口部においては、尾道糸崎港（機織地区）における高潮堤防の設計が実施され、図3.1.2のB地点及びC地点の高潮堤防は築堤済みであり、A地点については現在築堤中です。

藤井川河口部の高潮区間における堤防は、現在築堤中の高潮堤防高との整合を図り、1/30年確率の波浪を考慮した構造とするとともに、兩岸ともにパラペット天端高 T.P. +4.62m とします。

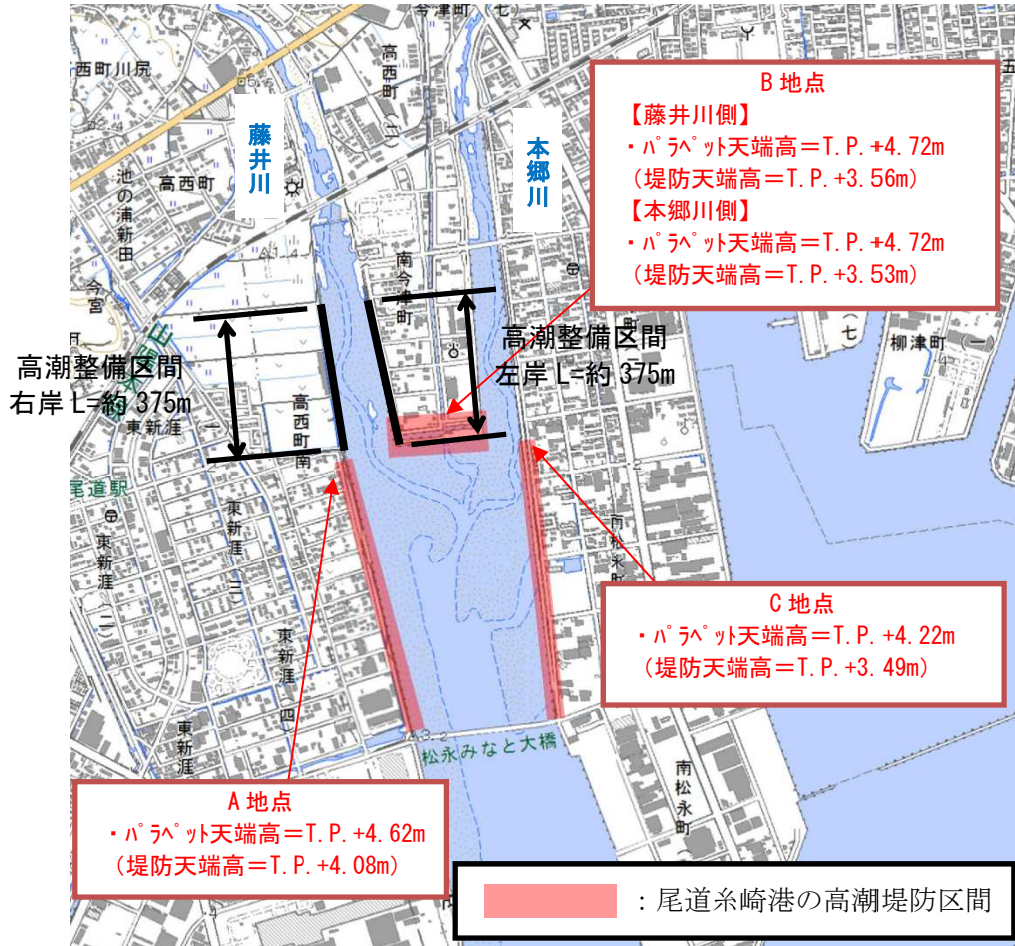
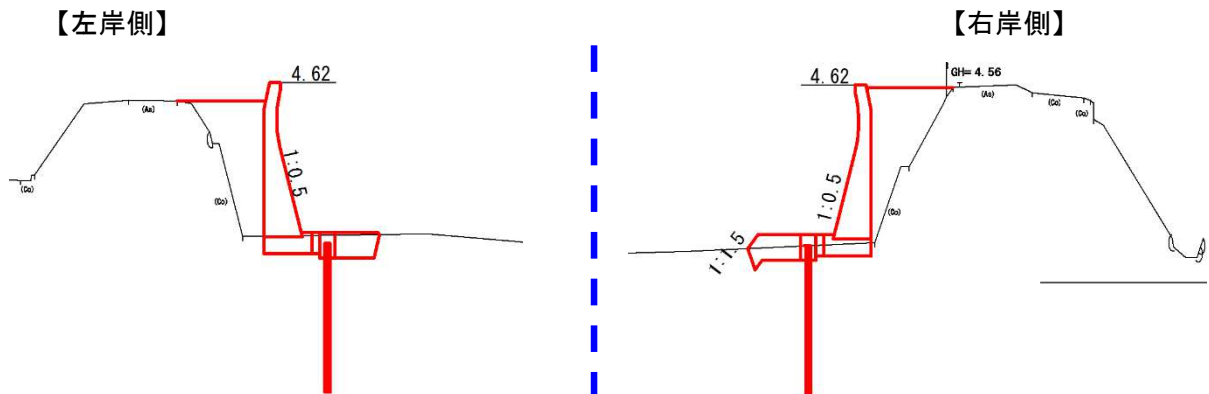


図-3.1.2 藤井川河口部の高潮整備状況図



※実施に際しては、今後の調査・測量結果により、護岸の構造が変更になる場合があります。

図-3.1.3 藤井川高潮区間横断面図のイメージ図

3.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

3.2.1 河川の維持の目的

河川の維持管理は、地域の特性を踏まえつつ、洪水による被害の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全がなされるよう総合的に行います。

また、広島県では国の「河川維持管理指針(案)」及び「広島県公共土木施設維持管理基本計画」に基づき、「広島県河川維持管理計画(案)」を平成21年4月に策定しています。この計画により、「河川管理施設」について、効率的かつ効果的な維持管理（アセットマネジメント）を行います。

3.2.2 河川の維持の種類及び施行の場所

河川の維持の施行場所は、藤井川流域で広島県が管理する全区間とします。

(1) 河道の維持

堆積した土砂が、治水上支障となる場合は、環境面も配慮しつつ掘削等必要な対策を講じます。また、出水による河床低下により、護岸等構造物の基礎が露出すると災害の原因になるため、早期発見に努めるとともに、河川管理上支障となる場合は、適切な処理を行います。

(2) 護岸、堤防等の維持

護岸、堤防等の河川管理施設については、法崩れ、亀裂等の異常について早期発見に努めるとともに、河川管理上の支障となる場合は適切な処理を行います。

また、平成30年7月豪雨で家屋浸水被害が発生した区間について、暫定的な護岸のかさ上げを実施するなど、家屋浸水被害の軽減に努めます。

さらに、今後多くの河川管理施設が耐用年数を迎えることが想定されており、これらの施設の機能をより長く発揮させるため、長寿命計画を策定するなど、必要に応じて老朽化対策を行います。

(3) 減災・危機管理型対策

施設の能力には限界があり施設では守りきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、広島県、三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅町、神石高原町、中国地方整備局及び広島地方気象台が参画した、「広島県管理河川大規模氾濫時の減災対策協議会（東部建設事務所管内）」を設置し、減災のための取組方針を共有し、ハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することとしています。

この取組方針に基づき、河道の維持管理について管理指標を定めるとともに優先度評価を行うなど、効率的・効果的な対策の実施に努めます。

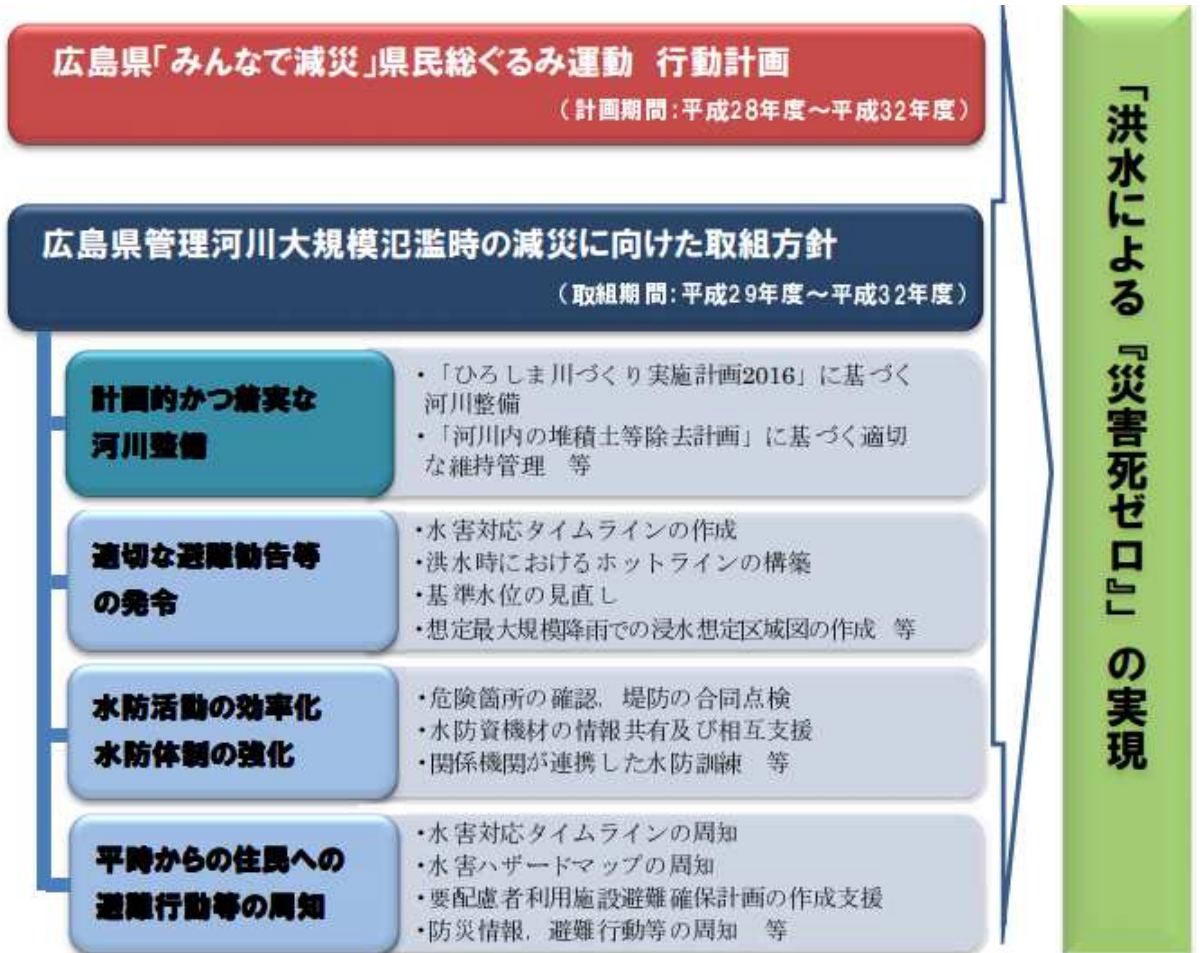


図-3.2.1 広島県管理河川大規模氾濫時の減災に向けた取組方針

(4) 植生の維持

良好な河川環境を保全するため、必要箇所の草刈や樹木の管理を地元住民と協力しながら行います。

(5) 汚濁流出の防止

河川改修時に発生する濁水については、動植物の生息・生育・繁殖環境、河川景観等への配慮から、これを防止または、軽減するよう努めます。

(6) ゴミ等対策

藤井川流域のゴミ等対策について、河川巡視により監視の強化に努めるとともに、地域住民・行政が一体となり、地域ぐるみで河川の美化を目指すよう、河川の浄化運動や一般市民を対象に川についての理解を深めてもらう活動などを行います。また、関係機関と連携して対策を検討します。

4. 河川情報の提供，地域や関係機関との連携等に関する事項

(1) 河川にかかる調査・研究等の促進

- ・ 継続的な水文観測，水質観測データを活用し，河川の危機管理，維持管理及び計画など基礎的な情報として役立てます。
- ・ 多自然川づくりに関する生物の生息・生育・繁殖環境の調査・研究を関係機関の協力を得ながら促進し，技術的手法の確立に努めます。また，様々な調査・研究の成果は，関係各所において有効利用が図れるよう努めます。

(2) 河川情報の提供

- ・ インターネット等で，河川事業で整備された水辺の施設などを紹介するとともに，河川に関する自由な意見をお聞きします。また，パンフレットや各種イベント等で河川事業や施策をPRし，理解を得るよう努めます。
- ・ 災害による被害の軽減を図るため，広島県河川防災情報システムにより，県内一円の雨量・水位やダム諸量などのデータをリアルタイムで情報提供するとともに，水防警報など必要な対策・支援を迅速に行います。また，適切な河川管理や防災体制の一層の充実を図るため，河川等の情報提供システムなどについて，必要に応じて整備を行います。

(3) 地域や関係機関との連携

- ・ 治水，河川利用及び景観等の河川環境上の適正な河川管理を図ることに支障が生じる場合は，関係機関と連携して対応します。
- ・ 治水に関しては，広島県，関係3市(福山市，尾道市，三原市)が連携し，総合的な治水対策を実施し，内水被害や外水被害の軽減を図ります。
- ・ 治水上影響を及ぼす開発行為は，必要に応じて流出抑制対策等を事業者に指導します。
- ・ 想定される規模を超える洪水や高潮，津波が発生したときの対応として，広島県防災Webを有効に活用し，関係機関や沿川住民への情報伝達，警戒避難体制等の強化に努めます。
- ・ 良好な河川環境を維持するため，許可工作物の新設や改築にあたっては，施設管理者に対して治水上の影響等を考慮の上，環境の保全にも配慮するよう指導します。
- ・ 河川の水質改善については，下水道の整備や水質悪化が懸念される大規模開発時の対応など，地元住民や関係機関と連携を図りながらその対策に努めます。
- ・ 水質事故が発生した時は，事故状況の把握，関係機関への連絡，河川状況や水質の監視を行い，事故処理等を原因者及び自治体などの関係機関と協力して行います。
- ・ 存在感のある川づくりを図るため，地域のまちづくりと調整し，観光施設等を活かした川づくりを目指し，地域住民や関係機関等との連携を強化します。
- ・ 親しめる川づくりを進めるため，河川に関する広報活動等により地域住民に河川への関心を高めるよう努めます。また，草刈りや清掃活動などの河川愛護活動の支援も行います。
- ・ 水源かん養等の役割を担う山林等の生態系機能の保全について，河川の成り立ちやその役割・特性を考慮し，源流の山々を含めた流域一体での河川管理への取組が重要であると考えます。このため，地域住民や地方公共団体，関係機関・団体等と，流域一体となって，より一層の連携強化に努め，相互の情報共有を図ります。